解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀四九五番地八

財団法人紀北町開発公社

代表清算人　尾上　壽一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

滋賀県大津市京町四丁目一番一号

財団法人びわこ空港周辺整備基金

清算人　嘉田由紀子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

京都府舞鶴市字北吸一〇五四番地

財団法人舞鶴市コミュニティ振興公社

代表清算人　本田　安志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

京都府舞鶴市字上安久小字安久谷原三九一の二

社団法人舞鶴労働基準協会

代表清算人　小松　康夫

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

大阪府和泉市幸二丁目五番一六号

財団法人和泉市福祉公社

代表清算人　壽　　初代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

大阪市浪速区大国三丁目六番一九号

財団法人大阪同和産業振興会

代表清算人　辰巳　知弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

鳥取県日野郡日南町霞八〇〇番地

財団法人日南町地域振興公社

代表清算人　増原　聡

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

山口県岩国市周東町用田一三七番地八

財団法人岩国市周東文化振興財団

代表清算人　霜川　一典

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十一日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

福岡市西区大字元岡一〇一二番地一

福岡市元岡土地区画整理組合

清算人代表　濵地　信之

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

福岡市中央区舞鶴二丁目五番一号

財団法人福岡市健康づくり財団

代表清算人　西平　博利

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十六日

鹿児島県鹿屋市輝北町市成字上場一六六〇番地三

財団法人輝北うわば公園まちづくり公社

清算人　藤井　正和

配当公告

岐阜県岐阜市金町一丁目二一番地

破産者　コダマ化学株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十四年（フ）第一四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四三九、四四一、九四四円

一、配当することのできる金額

金二五、四八九、〇〇〇円

平成二十五年四月十六日

岐阜市美江寺町一丁目五番地弁護士法人岐阜合同法律事務所

破産管財人　安藤　友人

配当公告

愛媛県四国中央市金生町下分一四六四番地

破産者　西竹製紙株式会社

右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十二年（フ）第二四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三、五八一、五九六、九〇三円

一、配当することのできる金額

金一一九、八一八、三二五円

平成二十五年四月十六日

愛媛県松山市二番町二丁目八番地一八

破産管財人　髙橋　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市放生津町二〇三五番地、最後の住所北海道小樽市緑三丁目一〇番六号

被相続人　亡　釣　　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

第13期決算公告

平成25年4月16日　　東京都港区虎ノ門四丁目3番20号

ダイアログ・セミコンダクター株式会社

代表取締役　飯田　明彦

貸借対照表の要旨　（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	236,394	流動負債	106,796
固定資産	129,004	引当金	25,264
		賞与引当金	10,626
		休暇給付引当金	106,463
		固定負債	21,587
		退職給付引当金	152,139
		株主資本	40,000
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	102,139
		利益剰余金	102,139
		その他利益剰余金	(12,088)
		（うち当期純損失）	
資産合計	365,399	負債・純資産合計	365,399